



県章

山形県公報

令和7年1月24日（金）

第572号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

○知事指定薬物の指定	（健康福祉企画課）	…37
○生活保護法による指定医療機関の指定	（地域福祉推進課）	…38
○生活保護法による指定医療機関の変更の届出	（同）	…同
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	（同）	…39
○生活保護法による指定介護機関の指定	（同）	…同
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	（同）	…40
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	（同）	…同
○生活保護法による指定施術機関の指定	（同）	…41
○生活保護法による指定施術機関の廃止の届出	（同）	…同
○公共測量の終了の通知	（農村計画課）	…同
○県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了	（村山総合支庁農村計画課）	…同
○土地改良区の役員の退任の届出	（庄内総合支庁農村計画課）	…42
○道路の区域の変更	（最上総合支庁建設総務課）	…同
○同	（同）	…同
○一般国道の供用の開始	（同）	…43
○県道の供用の開始	（同）	…同
○道路の区域の変更	（置賜総合支庁西置賜建設総務課）	…同
○同	（同）	…同
○県道の供用の開始	（同）	…44
○同	（同）	…同
○公共測量の終了の通知	（県土利用政策課）	…同
○同	（同）	…同
○都市計画の変更	（都市計画課）	…45
○山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程	（会 計 局）	…同

告 示

山形県告示第44号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和7年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-（エチルアミノ）-2-（2-フルオロフェニル）シクロヘキサノン-1-オン及びその塩類（通称名 2-F-NENDCK、2-F-2OXO-PCE、2-FXE、2-fluorodeschloro-N-ethylketamine）
- (2) 2-〔（4-メトキシフェニル）メチル〕-5-ニトロ-1-〔2-（ピロリジン-1-イル）エチル〕-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類（通称名 Metonitazepyne、N-Pyrrolidino Metonitazene）

(3) (8R)－6－アリル－1－（シクロプロパンカルボニル）－N，N－ジエチル－9，10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキシアミド及びその塩類（通称名1cP－AL－LAD）

(4) (8R)－1－（シクロプロパンカルボニル）－N－メチル－N－（プロパン－2－イル）－6－メチル－9，10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキシアミド及びその塩類（通称名1cP－MIPLA、1cP－MIPLA）

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

3 指定の効力が生ずる日

令和7年1月25日

山形県告示第45号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和7年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指定年月日
土 門 歯 科 医 院	飽海郡遊佐町遊佐字前田4番地の9	令和 3. 1. 1

山形県告示第46号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

医療法人芳賀心療内科クリニック
天童市田鶴町四丁目2番53号

(2) 変更の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
医療法人芳賀心療内科・神経科クリニック	医療法人芳賀心療内科クリニック	令和 6. 10. 1

2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

訪問看護ステーションやまごや
鶴岡市末広町5番22－201号 マリカ西館2階C－1

(2) 変更の内容

指定医療機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
鶴岡市末広町5番22-201号 マリカ西館2階A-3	鶴岡市末広町5番22-201号 マリカ西館2階C-1	令和 6.12.10

山形県告示第47号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃止年月日
土 門 歯 科 医 院	飽海郡遊佐町遊佐字前田4番地の9	令和 2.12.31
訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン き ら り	米沢市金池七丁目5番21号	令和 6.10. 1
沼 澤 歯 科 医 院	新庄市住吉町3番5号	同 10.18
医 療 法 人 石 川 整 形 外 科 医 院	酒田市本町二丁目1番36号	同 10.19
り ん ど う 薬 局	東村山郡山辺町大字山辺1115番地6	同 10.21
長 十 歯 科 医 院	東置賜郡川西町大字上小松1517番地2	同 11. 8

山形県告示第48号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和7年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
共創未来東根薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	東根市温泉町三丁目3番12号	令和 6.10. 1

山形県告示第49号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 （1）届出をした指定介護機関の名称及び所在地

さふらん東根店

東根市大字蟹沢1790番地2

（2）変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
東根市大字蟹沢1825番地2	東根市大字蟹沢1790番地2	令和 4. 3. 18

2 （1）届出をした指定介護機関の名称及び所在地

訪問看護ステーションやまごや

鶴岡市末広町5番22-201号 マリカ西館2階C-1

（2）変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
鶴岡市末広町5番22-201号 マリカ西館2階A-3	鶴岡市末広町5番22-201号 マリカ西館2階C-1	令和 6. 12. 10

山形県告示第50号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
庄司薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	北村山郡大石田町大字大石田丙159	令和 6. 1. 31
鈴木眼科	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	寒河江市中央一丁目13番35号	同 7. 31
佐藤診療所	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	鶴岡市湯温海甲127番地1	同 9. 30

デイサービスセンター ぱれっと	通 所 介 護	最上郡真室川町大字平岡字片杉野1692番地の12	同	10.14
-----------------	---------	--------------------------	---	-------

山形県告示第51号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和7年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の氏名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	指定年月日
原 田 哲 也	りゅうこう整骨院	東村山郡中山町柳沢233番地6	令和 6.11.28

山形県告示第52号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の氏名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	廃止年月日
矢 萩 俊 介	DMSマッサージ治療室	東根市温泉町二丁目5番5号 M－Home 東根201	令和 6.10.31

山形県告示第53号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和7年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
最上郡舟形町舟形地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和5年11月1日から令和6年12月24日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第54号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和7年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
農 村 地 域 防 災 減 災 事 業	袖 崎 地 区	令和5年12月5日

山形県告示第55号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大町溝土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和7年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 良	酒田市大野新田字村南164番地
監 事	後 藤 喜 博	同 飛鳥98番地

山形県告示第56号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和7年1月24日から同年2月7日まで縦覧に供する。

令和7年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡大蔵村大字南山字永松山国有林2349林班ほ小班から 同 まで	旧	33.0 メートル } 5.0	141 メートル
同 上	新	39.0 メートル } 5.0	同 上

山形県告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和7年1月24日から同年2月7日まで縦覧に供する。

令和7年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 尾花沢最上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡最上町大字富澤外字大森外5 国有林1068林班ニ小班から 同 まで	旧	23.3 メートル } 12.2	60 メートル
同 上	新	23.3 メートル } 12.2	同 上

山形県告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和 7 年 1 月 24 日から同年 2 月 7 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 24 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 458号
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字南山字永松山国有林2349林班ほ小班から
同 まで
- 3 供用開始の期日 令和 7 年 1 月 24 日

山形県告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和 7 年 1 月 24 日から同年 2 月 7 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 24 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 尾花沢最上線
- 2 供用開始の区間 最上郡最上町大字富澤外字大森外 5 国有林1068林班ニ小班から
同 まで
- 3 供用開始の期日 令和 7 年 1 月 24 日

山形県告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和 7 年 1 月 24 日から同年 2 月 7 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 24 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 米沢飯豊線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西置賜郡飯豊町大字高峰字石取沢二4214番30から 同 4214番 1 まで	旧	87.2 メートル } 25.4	288 メートル
同 上	新	156.0 メートル } 25.4	同 上

山形県告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和 7 年 1 月 24 日から同年 2 月 7 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 24 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 米沢飯豊線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西置賜郡飯豊町大字高峰字栗梨沢4215番14から 同 4215番65まで	旧	55.4メートル } 12.3	212メートル
同 上	新	63.8メートル } 12.3	同 上

山形県告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和7年1月24日から同年2月7日まで縦覧に供する。

令和7年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 米沢飯豊線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡飯豊町大字高峰字石取沢二4214番30から
同 4214番1まで
- 3 供用開始の期日 令和7年1月24日

山形県告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和7年1月24日から同年2月7日まで縦覧に供する。

令和7年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 米沢飯豊線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡飯豊町大字高峰字栗梨沢4215番14から
同 4215番65まで
- 3 供用開始の期日 令和7年1月24日

山形県告示第64号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和7年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
酒田市～最上郡戸沢村古口地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和6年9月9日から同年12月20日まで
- 3 作業の種類
公共測量（水準測量）

山形県告示第65号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和7年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
最上郡真室川町、同郡金山町、東田川郡庄内町
- 2 公共測量を実施した期間

令和 6 年10月18日から同年12月20日まで

3 作業の種類

公共測量（航空レーザ測量）

山形県告示第66号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 1 項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 24 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 都市計画の種類及び名称

(1) 種 類 山形広域都市計画道路

(2) 名 称 3・4・30号蔵王樺沢線、3・4・29号樺沢山辺中山線、3・2・1号上山松原線、3・2・2号東山形中屋敷線、3・2・13号谷柏天童線

2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 3・4・30号蔵王樺沢線

イ 追加する部分 山形市蔵王半郷字松尾川、蔵王松ヶ丘一丁目、蔵王松ヶ丘二丁目、蔵王松ヶ丘、蔵王成沢字久保田、南松原二丁目、大字黒沢字富樫川原、字下川原、字東裏、字東屋敷際、字黒沢、大字松原字松原、字江向、字腰巡、字郷ノ田、字小川田、字谷地、大字片谷地字谷地、大字谷柏元下谷柏字台、字白山、字台ノ前、西前明石、明石堂、大字前明石字水下、字林河原、字下川原、大字南館字中河原、南館西、飯沢、松栄一丁目、松栄、大字沼木字沼木、長苗代、南石関、石関、上町字石関、十日町字石関、飯塚町字石関、飯塚口、砂塚、及び西崎地内

ロ 削除する部分 なし

(2) 3・4・29号樺沢山辺中山線

イ 追加する部分 山形市西崎、豊原、追散、及び立道地内

ロ 削除する部分 山形市西崎、豊原、黄金、及び追散地内

(3) 3・2・1号上山松原線

イ 追加する部分 なし

ロ 削除する部分 なし

(4) 3・2・2号東山形中屋敷線

イ 追加する部分 山形市飯沢、松栄一丁目、及び松栄地内

ロ 削除する部分 山形市南館西、松栄一丁目、大字南館字中河原、明石堂、大字前明石字下川原、字林河原、字水下、西二位田、大字二位田字割目、御手作、大師堂、大字長谷堂字御手作、及び字西向地内

(5) 3・2・13号谷柏天童線

イ 追加する部分 なし

ロ 削除する部分 なし

3 縦覧の場所

県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課

山形県告示第67号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 1 月 24 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年 8 月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 中 「 下川字樋渡49番地 の11 」 を 「 下川字龍花 8 番地 の 2 」 に、

〃	立川支所	東田川郡庄内町狩川字 小野里54番地	〃	〃
〃	新余目支所	〃 〃 廻館字 盛利新田28番地 5	〃	〃

を

〃	北部支所	東田川郡庄内町廻館字 盛利新田28番地 5	〃	〃
---	------	--------------------------	---	---

に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 2 月 10 日から施行する。ただし、別表第 6 の改正規定中

〃	下川字樋渡49番 地の11
---	------------------

を

〃	下川字龍花 8 番 地の 2
---	-------------------

に改める部分は、公布の日から施行する。